

福祉

児童扶養手当 特別児童扶養手当 該当者は申請を

児童扶養手当

支給要件

この手当は、父と生計が同一でない児童を扶養している母又は養育者に支給されます。

手当の対象となる児童

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童又は20歳未満で一定の障害のある児童で、次のいずれかに該当する児童が対象となります。

- 父母が離婚した児童
- 父が死亡した児童
- 父が重度の障害をもつ児童
- 父の生死が明らかでない児童
- 父が引き続き1年以上遺棄している児童
- 母が婚姻によらないで懐胎した児童で、父の認知を受けていない児童
- 出産の事情が明らかでない児童

ただし、遺族基礎年金などを受けていないなどの条件や所得制限があります。

※現況届の提出について

児童扶養手当を受給している方は、毎年8月中旬に現況届を提出しなければなりません。

この届を提出しないと、受給資格があっても8月以降の手当を受けられません。必ず提出してください。

○提出先

役場福祉課児童福祉係

○添付書類 手当証書、住民票謄本、印鑑など

現況届用紙は福祉課窓口
に用意してあります。

現在、支給されている方には別途通知します。

特別児童扶養手当

この手当は、20歳未満の心身に障害のある児童を監護している父母又は養育している方に支給されます。

ただし、障害を支給事由とする年金を受給していないこと、対象児童が児童福祉施設などに入所措置されていないことが条件となります。

なお、手当の支給には所得制限があります。

※所得状況届の提出について

特別児童扶養手当を受給している方は、毎年8月中旬に所得状況届を提出しなければなりません。

この届を提出しないと、受給資格があっても8月以降の手当を受けられません。必ず提出してください。

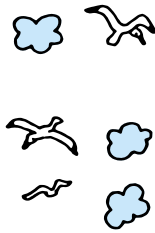
所得状況届は福祉課窓口
に用意してあります。

現在、支給されている方には別途通知します。

お問合せ先

役場福祉課児童福祉係

☎985-4114



8月の納税

町県民税 第2期

国民健康保険税 第2期

口座振替日は

銀行・信金……8月27日(月)

農協・郵便局……8月27日(月)

※納税は便利な口座振替で

税はみんなのオタスケマン

上手に使えば笑顔のもと

水道

給水装置修繕の負担区分について

水は無限にあると思われがちですが、電気やガスと同じように私たちの手づくりだすものです。水も大切な資源として上手に使うようにしましょう。

簡単な漏水の見分け方

地下漏水も含めて見た目に分からない漏水も、水道メーターで漏水を次のようにして確認することができます。

家中のじゃ口を全部締め、メーターのパイロットを見てください。パイロットが動いていれば、どこかで漏水しています。

※漏水箇所は調査が必要です。

故障や水漏れの際は

敷地内の水道メーター以外の水道管、メーター箱、止水栓などは使用者(所有者)の財産ですので、修理費用はすべて使用者(所有者)の負担となります。

故障や水漏れを発見した時は、すみやかに修理してください。

修理については、直接指定業者又は平日の9時～17時までは水道修理センターに依頼してください。なお、水道修理当番を毎日定めていますので、「広報まさき」の裏面カレンダーを参考にしてください。

お問合せ先

役場水道課業務係

☎985-4133

給水装置の標準図 (直接式給水)

